

## 平成18年度加西市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見

### 一 審査の対象

#### 1 一般会計及び特別会計

##### (1) 平成18年度加西市一般会計歳入歳出決算

- 同 加西市有線放送電話特別会計歳入歳出決算
- 同 加西市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 同 加西市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 同 加西市老人保健医療特別会計歳入歳出決算
- 同 加西市公園墓地整備事業特別会計歳入歳出決算

##### (2) 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

#### 2 基金

##### 平成18年度各定額運用基金運用状況

### 二 審査の期間 平成19年6月25日から平成19年8月3日まで

### 三 審査の方法

決算審査にあたっては、各会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、地方自治関係法令に基づき適正に作成されているかを確認し、また、助役が兼掌する決算関係証書類及び各課より提出された資料等と照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取して、その計数の確認を行ったほか、予算の執行状況等についても審査した。

また、基金の運用状況については、基金運用状況報告により、その設置目的に沿って適正に運用されているか、計数は正確であるか等を審査した。

### 四 審査の結果

決算審査に付された各会計歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも地方自治関係法令に従い作成されており、その計数は正確であることを確認した。また、予算の執行状況は、所期の目的に沿っており、適正妥当であると認めた。

基金の運用状況を示す報告書の計数は正確で、その設置目的に沿って、適正妥当に運用されていると認めた。

審査の概要及び意見は次のとおりである。

## 1 決算の概要

### (1) 決算規模 (別表1、2参照)

平成18年度の各会計決算を総括してみると、歳入決算総額は300億139万7千円、歳出決算総額は296億4,104万3千円となっており、歳入歳出差引残額は3億6,035万4千円である。

一般会計、特別会計の内訳については、次表のとおりである。

#### 決 算 規 模 の 内 訳

区 分		歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
各 会 計 決 算 総 額		円 30,001,396,911	円 29,641,043,156	円 360,353,755
内 訳	一般会計決算額	17,565,519,168	17,464,858,317	100,660,851
	特別会計決算額	12,435,877,743	12,176,184,839	259,692,904

しかし、この決算額のうちには、各会計相互間の繰入金、繰出金等が含まれているので、純計決算額はこれらを控除した額となり、次表のとおりである。

#### 純 計 決 算 額

区 分		歳 入	歳 出	歳入歳出差引残額
各 会 計 決 算 総 額		円 28,829,921,088	円 28,469,567,333	円 360,353,755
内 訳	一般会計決算額	17,565,519,168	16,293,382,494	1,272,136,674
	特別会計決算額	11,264,401,920	12,176,184,839	△911,782,919

次に各会計決算総額を前年度と比較すると次表のとおりである。

#### 決 算 規 模 の 対 前 年 度 比 較

区 分	平成18年度 A	平成17年度 B	差引増減額 A-B	前年度比 A/B
各 会 計 歳 入 総 額	円 30,001,396,911	円 30,812,476,117	円 △811,079,206	% 97.4
各 会 計 歳 出 総 額	29,641,043,156	30,524,880,585	△883,837,429	97.1
差 引 総 額	360,353,755	287,595,532	72,758,223	74.7

### (2) 決算収支 (別表3参照)

当年度の決算収支の状況は次表のとおりであり、一般会計及び特別会計を合わせた決算総額

における形式収支は3億6,035万4千円の黒字、翌年度に繰越すべき財源を控除した実質収支は3億1,909万7千円の黒字となっている。

一方、当年度の実質収支から前年度の実質収支を控除した単年度収支においては、3,707万1千円の黒字となっている。

### 決 算 収 支 状 況

区 分	歳 入	歳 出	形式収支	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支	単年度収支
	円	円	円	円	円	円
一般会計	17,565,519,168	17,464,858,317	100,660,851	38,402,000	62,258,851	△69,098,872
特別会計	12,435,877,743	12,176,184,839	259,692,904	2,855,000	256,837,904	106,170,095
総 計	30,001,396,911	29,641,043,156	360,353,755	41,257,000	319,096,755	37,071,223

(注) 単年度収支＝当年度実質収支－前年度実質収支

### (3) 財政構造

財政構造の弾力性を判断する方法として一般に用いられる財政力指数、経常収支比率及び公債費比率の推移は次のとおりである。

#### ①財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値で、地方公共団体の財政力を示す指数を財政力指数といい、当年度の本市の財政力指数は0.594で前年度と比較して0.006ポイント増加した。

この指数は「1」に近いほど財政力が強いと考えられる。

この3か年の財政力指数は次のとおりである。

### 財 政 力 指 数

区 分	平成18年度	平成17年度	平成16年度
基準財政収入額 A	千円 5,776,343	千円 5,636,740	千円 5,405,066
基準財政需要額 B	9,520,674	9,505,906	9,274,588
単年度数値 A/B	0.607	0.593	0.583
財 政 力 指 数	0.594	0.588	0.591

(注)

財政力指数 =  $\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$  の過去3年間の平均値

## ②経常収支比率

経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費など経常的な行政経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする経常的な収入たる一般財源がそのうちの程度充当されているかを示すもので、当該団体の財政構造の弾力性の度合を判断する重要な指標である。一般的に経常収支比率は70～80%程度が望ましいとされ、その比率が高くなるほど財政が硬直化し、独自の事業や新たな行政需要に対応できる余地が減少することになる。本市の経常収支比率はおおむね90%程度で推移しており、財政は硬直化の傾向にある。

この3か年の経常収支比率は次のとおりである。

### 経 常 収 支 比 率

区 分	平成18年度	平成17年度	平成16年度
経常一般財源総額	千円 12,041,941	千円 12,073,236	千円 12,073,856
経常経費充当一般財源	10,759,406	10,926,306	10,835,619
経常収支比率	% 89.3 (93.4)	% 90.5 (95.4)	% 89.7 (96.2)

(注1) 経常収支比率の( )内数値は、減税補てん債、臨時財政対策債を経常一般財源から除いた数値である。

(注2)

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

\*経常経費 : 人件費、扶助費、公債費 等

\*経常一般財源 : 地方税、普通交付税、地方譲与税、  
減税補てん債、臨時財政対策債 等

## ③ 地方債及び債務負担行為の状況並びに実質公債費比率

地方債及び債務負担行為はいずれも次年度以降の支出を約束した義務的経費で、今後の財政運営に大きな影響を及ぼすものであり、慎重な運用を行うべきものである。

実質公債費比率は、地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標として、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられるもの(地方財政法第5条の4第1項第2号)で、起債制限比率について、準元利償還金の範囲等の見直しを行ったものである。実質公債費比率が18%以上となる地方公共団体については、地方債協議制度以降後

においても、起債に当たり許可が必要となる。当年度の本市実質公債比率は21.1%で前年度と比較して2.1%増加しており、引続き起債に当たり許可が必要な団体となっている。

この3か年の状況は次のとおりである。

**地方債及び債務負担行為の状況並びに実質公債費比率**

区 分	平成18年度	平成17年度	平成16年度
地 方 債 現 在 高	千円 19,377,592	千円 20,645,281	千円 21,289,030
債 務 負 担 行 為 額	4,204,943	4,405,862	5,642,402
実 質 公 債 費 比 率	% 21.1	% 19.0	% —

(注)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E + F - D} \times 100 \text{ (3カ年平均)}$$

A：地方債の元利償還金

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（準元利償還金）

C：A及びBに充てられる特定財源

D：A及びBのうち交付税措置されたもの

E：標準財政規模

F：臨時財政対策債発行可能額